

随意契約理由書

1 委託名称： 令和8年度 舞洲スラッジセンター
 熔融炉系電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方： 東芝インフラテクノサービス株式会社

3 随意契約理由：

本業務は、舞洲スラッジセンターの汚泥熔融炉設備を安定稼働させ、設備の運転監視制御をするために重要な役割を持つ受変電設備等の点検であり、日常運転における重要な動力源の確保としての高い信頼性を維持させるため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うものである。

本設備は、東芝インフラテクノサービス株式会社が設計製作及び施工したもので、点検及び保守にあたっては受変電設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本業務を委託できる業者は、東芝インフラテクノサービス株式会社のみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令： 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署： 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
 (電話番号 06-6460-2830)

随意契約理由書

1 委託名称： 令和8年度 舞洲スラッジセンター
自家発電設備外電気設備点検保守業務委託

2 契約相手方： 株式会社 明電エンジニアリング 大阪営業所

3 随意契約理由：

本業務は、舞洲スラッジセンターの自家発電設備及び特高受変電設備を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備の点検であり、日常運転における重要な動力源の確保と、非常用発電設備としての高い信頼性維持のため、大阪市自家用電気工作物保安規程に基づき点検及び保守を行うものである。

本設備は、株式会社明電舎が設計製作及び施工したもので、点検及び保守にあたっては自家発電設備・特高受変電設備ともに設備としての一貫したシステム構成を熟知し、最も適切な点検、測定、手入れを実施するとともに、点検及び保守に伴う当該機器の分解及び再組み立てを製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、プラント設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその点検及び保守を行わせることはできず、かつ、点検保守後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

よって、本業務ができる業者は、製造業者の株式会社明電舎から本市へ納入している電気設備の点検保守業務を移管されている株式会社明電エンジニアリングのみである。以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号 06-6460-2830)